

I 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の背景
- 2 計画の概要
- 3 計画の数値目標

I 計画の策定にあたって

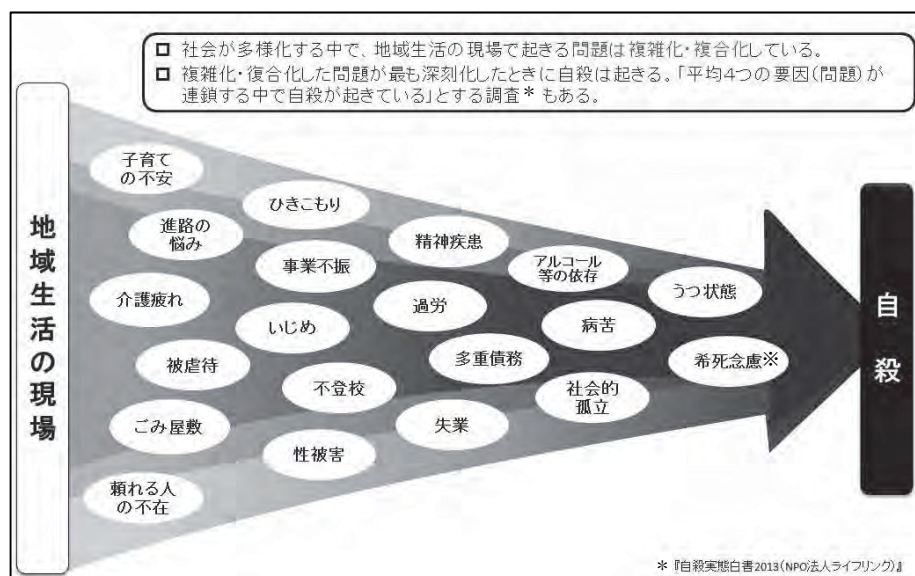
1 計画策定の背景

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。自殺に至る心理としては、様々な悩みが原因で追い詰められ自殺以外の選択肢が考えられない状況に陥ったり、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感から、また与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状況にまで追い込まれてしまう過程と見ることができます。

我が国の自殺者数は、1998年（平成10年）以降年間3万人を超え、その後も高い水準で推移していました。このような中、2006年（平成18年）に自殺対策基本法が制定され、自殺対策は大きく前進しました。それまで「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」として広く認識されるようになり、国を挙げて自殺対策が進められるようになりました。その結果、自殺者数は減少傾向にあるなど、着実に成果を上げています。しかし、我が国の自殺者数は依然として毎年2万人を超えており、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺による死亡率）は主要先進7か国の中で最も高い状況が続いています。

そうした中、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して自殺対策を更に総合的かつ効果的に推進するため、施行から10年の節目に当たる2016年（平成28年）に、自殺対策基本法が改正されました。自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきこと等を基本理念に明記するとともに、自殺対策の地域間格差を解消し、誰もが自殺対策に関する必要な支援を受けられるよう、全ての都道府県及び市町村が「地域自殺対策計画」を策定することになりました。

自殺の危機要因イメージ図（厚生労働省資料）



2 計画の概要

(1) 計画策定の趣旨

本区の自殺死亡率は国や東京都に比べて低い傾向にありますが、毎年40人前後の方が自ら尊い命を落とされています。

本区では、自殺対策基本法に基づき、これまで区民向けの啓発事業やゲートキーパー※養成研修などの自殺対策に取り組んできましたが、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、自殺対策を更に推進していく必要があります。

このことをふまえ、これまでの取組を発展させる形で、保健、医療、福祉、教育、労働など様々な分野の関連施策と有機的な連携を図り、自殺対策を全庁的な取組として総合的かつ効果的に推進するための計画として「目黒区自殺対策計画」を策定しました。

(2) 計画策定の位置付け

本計画は、2016年（平成28年）に改正された自殺対策基本法に基づき、国の定める自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえて、同法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として策定するものです。

本区の長期計画（基本構想、基本計画）の補助計画として位置付けるとともに、健康増進計画である「健康めぐろ21（平成28～37年度）」や保健・福祉の分野別の具体的な施策を掲げた「目黒区保健医療福祉計画」等の関連計画との整合を図り、施策を推進します。

(3) 計画の期間

本計画期間は、2019年度（平成31年度）から2026年度（平成38年度）までの8年間の基本とします。なお、自殺総合対策大綱の改定や社会情勢の変化、計画の進捗状況等を踏まえ、適宜必要な見直しを行うこととします。

3 計画の数値目標

自殺対策基本法で示されているように、自殺対策を通じて最終的に目指すのは、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現です。国は、2017年（平成29年）7月に閣議決定した「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」において、2026年（平成38年）までに、自殺死亡률을2015年（平成27年）と比べて30%以上減少させることを、政府の進める自殺対策の目標として定めています。

本区ではこうした国の方針を基に目標値を設定し、2015年（平成27年）の年間自殺死亡률15.9（人数43人）を、2026年（平成38年）までに30%以上、すなわち自殺死亡률을11.1（人数30人）以下に減少させることを目指します。

*** 目黒区の自殺対策の数値目標 ***

2015年（平成27年）と比較して30%以上減少

指 標	2015年 （平成27年）	2026年 （平成38年）
自殺死亡률 （人口10万対）	15.9 	11.1 以下
自殺者数	43人 	30人以下

[厚生労働省の「人口動態統計」による算出]

